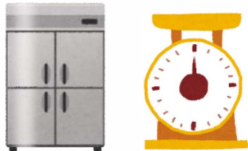



サーキュラービジネス主流化促進事業

～ 第2回公募のお知らせ ～

プラスチックごみや食品ロスの削減に効果があり、都民の行動変容並びにサーキュラーエコノミーの実現に資する機器及びシステムを導入する事業者等を公募し、サーキュラービジネスの主流化を支援します。

1 補助対象者	中小企業等(大企業を含む)の法人格を有する団体又は任意団体等
2 補助対象機器等の例	<p>(1) 機器</p> <p>ア 使い捨てプラスチックを削減するシャンプー等の量り売り用機器</p> <p>イ 食材や消費期限の短いパンなどを急速冷凍し賞味期限等を延長することで、食品ロスを減らすための<u>急速冷凍装置</u></p> <p>(2) システム</p> <p>ア 在庫超過や作りすぎた商品をお買い得価格などで販売することで食品ロスを減らすための<u>フードシェアリングサービスのアプリケーション</u></p> <p>イ 気象情報などのデータを基にした AI 需要予測により、パンや牛乳といった日配品等の発注量を最適化することで、食品廃棄を減らすなど、<u>供給量を最適化するアプリケーション</u></p> <p>※ 上記は補助対象機器等の例です。 導入を予定している機器が補助要件に該当するかどうか不明な場合は、当会社にご相談ください。</p> 
3 補助要件	<ul style="list-style-type: none">・ 都内に導入又は都内で利用されること。・ 補助対象事業者がその所有権(システムにあっては、所有権又は使用权)を有すること。・ 新たに調達したもの(システムにあっては、新たに使用するもの)であること。等
4 補助率等	補助対象経費の2分の1の範囲内、上限 100 万円まで補助します。 ※ 予算規模は 2,000 万円(1,000 万円×2回)です。
5 申請期間	令和 5 年 9 月 21 日(木)から令和 5 年 10 月 20 日(金)まで
6 交付決定の流れ	審査委員会において、申請内容を確認の上、補助対象事業者を決定します。
7 募集要項・申請方法等の詳細	<p>詳しくは TOKYO サークュラーエコノミーアクション のホームページをご確認ください。</p>  <p>https://www.circulareconomy.metro.tokyo.lg.jp/subsidized-business/promote-mainstreaming</p>

●お問合せ先



東京サーキュラーエコノミー推進センター 行動変容支援チーム

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル8階

03-6666-9198

受付時間

月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)
9:00～17:00(12:00～13:00を除く)